

選挙運動の公費負担の手引き

(令和7年11月16日執行産山村長選挙)

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

産山村選挙管理委員会

はじめに

これまで、村の選挙においては選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担制度が設けられていませんでしたが、令和2年6月の公職選挙法の一部改正により、条例改正がなされ令和3年6月10日以降に選挙期日を告示した選挙において、産山村議会議員及び産山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、公費負担制度を適用することになりました。

この手引は、令和7年11月16日執行予定の産山村長選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の対象とその限度額について	2
3 公費負担の概要	3
4 選挙運動用自動車の使用の公費負担	
(1) 一般運送契（ハイヤー契約）	4
(2) 個別契約	
i. 選挙運動用自動車の借入れ	5
ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用	5
iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給	7
5 選挙運動用ビラの作成の公費負担	8
6 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	10

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、村が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

【公費負担の種類】

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

【対象となる候補者】

公費負担制度の対象となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

(参考) 村長選挙における供託物の没収点・・・有効投票数の10分の1

2 公費負担の対象とその限度額について

公費負担の対象			公費負担の限度額		
選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約（ハイヤー契約） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日においては1台に限る。）		1日当たり 64,500円 5日分計 322,500円		①の契約と②の契約は選択
	② 個別契約	ア 自動車借入契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	1日当たり15,800円 5日分計 79,000円	契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	
		イ 燃料供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日当たり 7,560円 5日分計 37,800円		
		ウ 運転手雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	1日当たり12,500円 5日分計 62,500円		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額		1枚当たりの単価 7円51銭 【村議会議員】 上限枚数 1,600枚 限度額 12,016円 【村 長】 上限枚数 5,000枚 限度額 37,550円		
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数を超える場合は、当該ポスター掲示場の数）を乗じた金額		1枚当たりの単価 （525円06銭×ポスター掲示場数＋30,000円）／ポスター掲示場数 （現在の掲示場数19箇所の場合） ・・・単価2,105円 【限度額】 2,105円×19箇所 ＝39,995円		

※無投票となった場合の取扱い

1. 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約（①）、個別契約の自動車の借入れ（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
2. 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

3 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は条例で定める契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、村は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うこととなりますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要です。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託を没収されないことが条件になります。候補者に係る供託が没収される場合は、公費負担の対象となりません。供託の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託没収点」といいます。）に達しないときとされます。

また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

(法第93条)

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \div 10$$

<参考>

例えば、有効投票総数が1,000票の場合は、上記の計算式で計算すると供託没収点は100票になります。

(注) 供託没収点は、有効投票数により変わりますので、上記の供託没収点はあくまでも参考としてください。

3 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、一般運送契約（ハイヤー契約）、個別契約の2とおりあります。同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

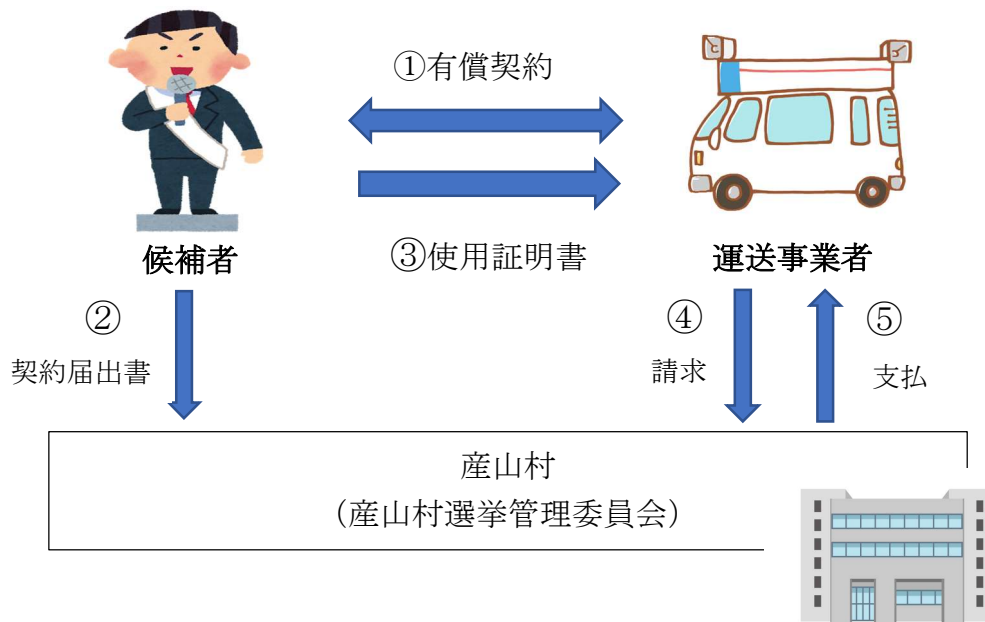
（1）一般運送契約（ハイヤー契約）

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、

64,500円×5日＝322,500円となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



① 候補者と運送事業者が、有償契約を締結します。契約書は参考様式1を参考に作成してください。

② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式

第1号)に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第10号)を運送事業者に提出してください。

④ 運送事業者は、選挙の期日後速やかに、村宛てに所定の経費を請求して下さい。
ただし、供託が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)に請求内訳書(別紙その1)と③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添えて行って下さい。

⑤ 請求書の内容を確認後、村から運送事業者を経費を支払います。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族(当該契約に係る業務を業として行う者を除く。)と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

i. 選挙運動用自動車の借入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

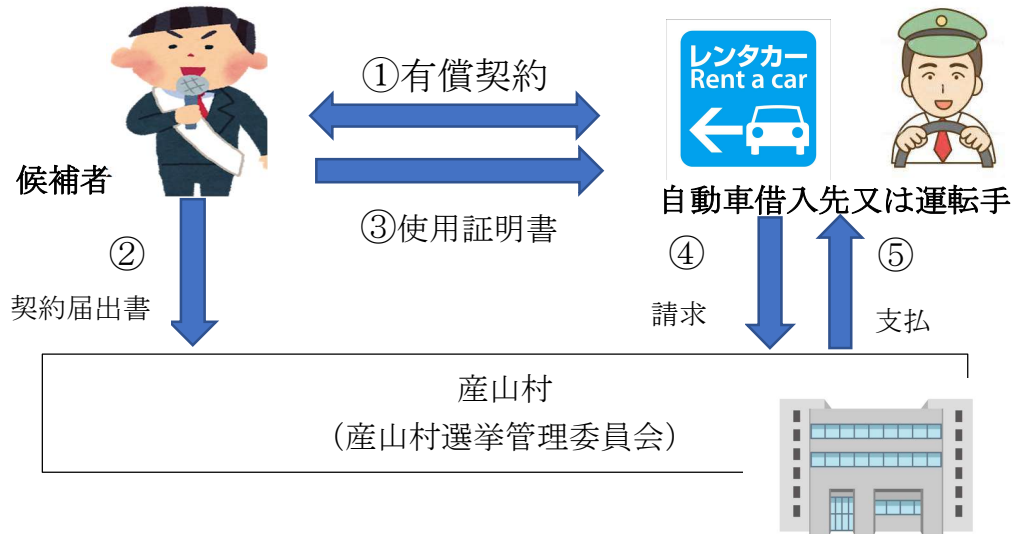
公費で負担する金額は、1日1台15,800円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $15,800 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 79,000 \text{ 円}$ となります。

ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

公費で負担する金額は、1日1人12,500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、 $12,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 62,500 \text{ 円}$ となります。

【選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

自動車の借入れの契約書〔契約書例～自動車〔自動車の借入〕〕を参考に作成してください。

運転手の雇用の契約書は〔契約書例～自動車〔運転手の雇用〕〕を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したときは、次の書類を業者等に提出してください。

自動車の借入れの場合…選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
（様式第10号の1）

運転手の雇用の場合…選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
（様式第10号の3）

- ④ 契約業者等は、選挙の期日後速やかに、村あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）に、③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書と次の書類を添えて行って下さい。

自動車の借入れの場合…請求内訳書（自動車の借入れ）（別紙その2）

運転手の雇用の場合…請求内訳書（（3）運転手）

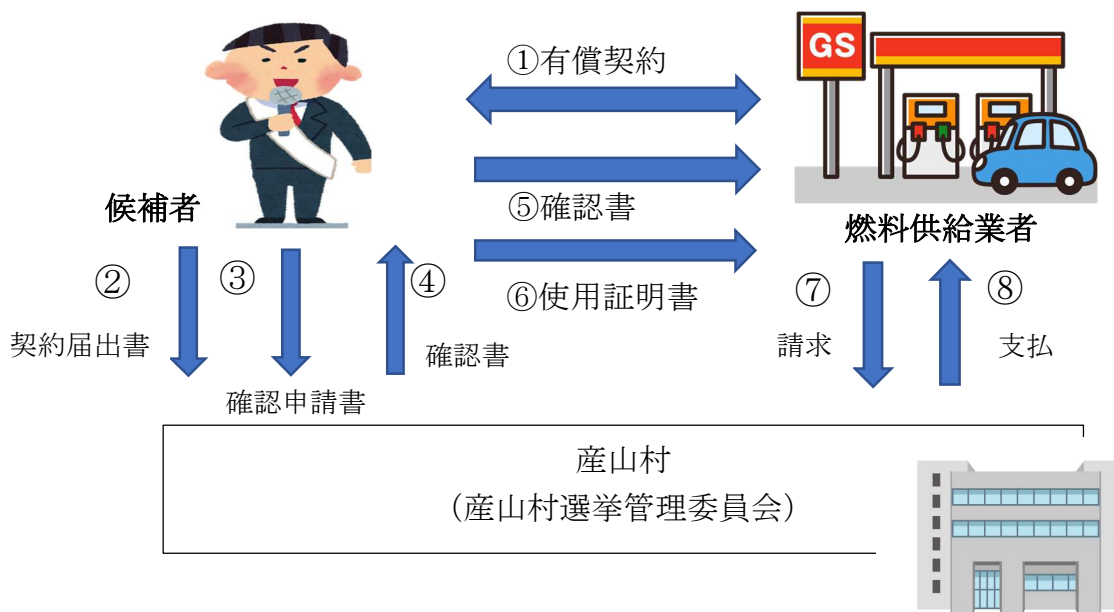
- ⑤ 請求書の内容を確認後、村から契約相手方に経費を支払います。

iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,560円を乗じて得た金額（告示日に届け出た場合、7,560円×5日＝37,800円）となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



- ① 候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。
契約書は「契約書例～自動車『燃料の購入』」を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動費用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に選挙運動費用自動車燃料代確認書（様式第7号）を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、燃料の供給を受けたときは、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第10号（その2））を燃料供給業者ごとに作成し業者に提出してください。

また、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。

- ⑦ 燃料供給業者は、選挙の期日後速やかに、村あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、村に請求することができません。

請求は、請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)に請求内訳書((2)燃料代)、⑥の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、⑤の確認書、給油伝票の写しを添付して行ってください。

- ⑧ 請求書の内容を確認後、村から燃料供給業者に経費を支払います。

4 選挙運動用ビラの作成の公費負担

有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

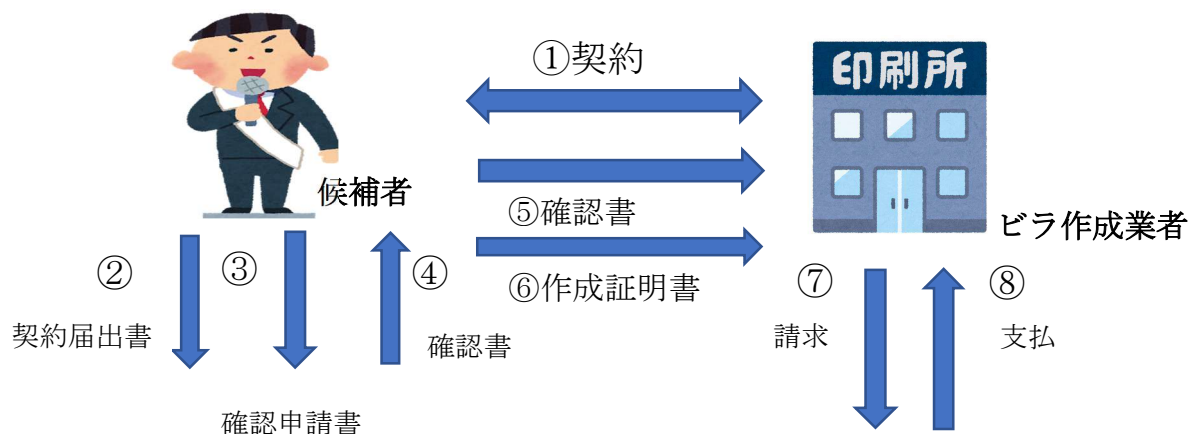
公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数(作成枚数の限度)となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア.作成単価の限度…1枚あたり7円51銭

イ.作成枚数の限度…選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚

(参考) ビラ枚数の上限 村長選挙・・・5,000枚
村議会議員選挙・・・1,600枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。

契約書は「契約書例～ビラ」を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）に契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）**を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）**を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、**選挙運動用ビラ作成証明書（様式第11号）**をビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに、村あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、村に請求することができません。

請求は、**請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）**に別記請求内訳書も記載し、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書及び納品を証する書類の**写し**を添えて行ってください。

- ⑧ 請求書の内容を確認後、村からビラ作成業者に経費を支払います。

5 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア．作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度になります。

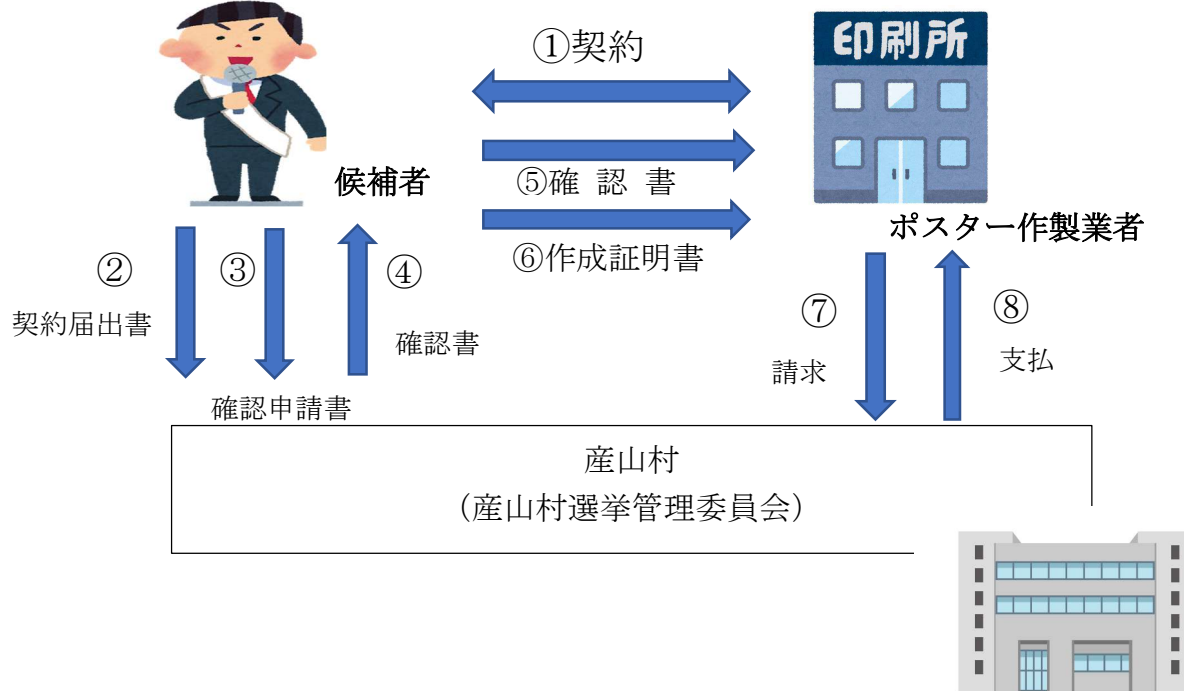
$$\frac{525\text{円}06\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 30,000\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（参考）ポスター掲示場数が19ヶ所の場合の作成単価の限度 2,105円

イ．作成枚数の限度

ポスター掲示場の数（19ヶ所）

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。
契約書は「契約書例～ポスター」を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）**を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）**を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をポスター作成業者に提出してください。
候補者は、**選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）**をポスター作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、**選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）**をポスター作成業者に提出してください。
- ⑦ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに村宛てに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、村に請求することができません。

請求は、請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号）に別記請求内訳書も記載し、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたポスター作成証明書及び納品を証する書類の写しを添えて行ってください。

- ⑧ 請求書の内容を確認後、村からポスター作成業者に経費を支払います。